

社会保険浜松病院に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十二月十七日

参議院議長江田五月殿

木俣佳丈



## 社会保険浜松病院に関する質問主意書

本年四月、与党社会保障政策会議において合意された、「社会保険病院及び厚生年金病院の取扱について」の中で、社会保険庁の廃止に伴い整理合理化が計画されている社会保険病院及び厚生年金病院については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）への出資と適切な譲渡先の検討が公表されて以来、今まで、譲渡に向けての具体的なスキームが示されていない。そこで、以下の通り質問する。

- 一 謙渡の対象となる病院はどこなのか。
- 二 本年十月に、それまで社会保険庁が行つていた社会保険病院の事業管理、資産管理がRFOに移管されたところであるが、今後の譲渡に向けた移行スキームはいつ発表されるのか。
- 三 新聞報道によると、静岡県下の社会保険浜松病院について、地元自治体に社会保険庁の関係者が訪れ、休止の説明が行われたと報じられているが、その趣旨は何か。また、その場合の今後のスキームはどのように考えたのか。
- 四 五十三の社会保険病院全体の扱いが決まっていない段階とはいえ、緊急を要する浜松病院などへの対策を先行して行うべきだと思うが、政府の見解は如何か。

五 政府は、地域医療の確保についてどのように考えているのか。経営環境の変化により病院を閉じる場合であつても、新しい法人等への移管が決定するまでは診療を継続させるべきではないか。

右質問する。